

平成 26 年 8 月 21 日付けで提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行い、下記のとおり、平成 26 年 10 月 8 日に請求人へ通知しました。

福岡市監査委員	石 田 正 明
同	宮 本 秀 国
同	齋 田 雅 夫
同	伯 川 志 郎

### 住民監査請求（福岡市職員措置請求）の監査結果について（通知）

平成 26 年 8 月 21 日に提出のあった住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり通知します。

#### 第 1 住民監査請求の提出

##### 1 住民監査請求（以下「本件請求」という。）の内容等

###### (1) 請求人

別表第 1 のとおり。

###### (2) 提出日

平成 26 年 8 月 21 日

###### (3) 請求の内容（「福岡市職員措置請求書」の原文のまま）

#### 福岡市長（職員）に関する措置請求の要旨

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、福岡市長の福岡市立校・園での「日の丸」を国旗としての常時掲揚実施のための公金の支出の差し止めを求め、別紙事実証明書を添え、次のとおり措置請求をする。

##### 1 請求の趣旨

今年 2 月、高島福岡市長は、「学校で国旗を掲揚することにより、子どもたちが日頃から慣れ親しみ、わが国だけでなく他国も尊重する態度を身につけることはとても意義がある。」と述べ、市立学校での「日の丸」常時掲揚に向け予算措置を講じる考えを明らかにしました。

これを受けて、現在6月現在で、18校からの学校施設修繕申請書が上がっています。ポール1本増設するためには、35万3千円かかります。仮に、これらの申請が認められれば、1校当たり1本としても、635万4千円かかります。

一方で、福岡市は朝鮮初級学校に対する補助金190万円を2011年度以降打ち切っています。その理由として、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の拉致問題やミサイル問題を挙げていますが、そんなものは子どもたちに関係ありません。こんなことを理由に、補助金を打ち切ることは世界人権規約違反、さらには子どもの権利条約違反です。

排外主義にNO！福岡は、2012年12月6日高島市長宛に「福岡朝鮮学校補助金の早急な交付を求める申入書を提出してきました。この申入書に対する回答として、「福岡市の行財政改革プラン策定の中で、市の厳しい財政状況を考慮して、必要性を整理し、廃止に向けた検討を行っている」との回答がありました。

一方で、国旗の常時掲揚という形で子どもたちに国威発揚を図り、一方で朝鮮学校への補助金を打ち切るという福岡市の姿勢は、現在問題になっているヘイトスピーチの原因となっている排外主義を煽るものに他なりません。

福岡市は、アジアの玄関口として国際連帯のための重要な役割を担っています。鴻臚館跡にみられるように歴史的にみても福岡市の位置は重要です。

こうした歴史的使命を忘れ、排外主義を煽ることにつながる「日の丸の常時掲揚」に私たちは反対します。

現在、18校から申請が出ている学校施設修繕申請に対して、高島福岡市長が公金を支出することがないよう求めます。

以下に、詳細な理由を述べます。

- 1、教職員に対する強制職務と児童・生徒に対する思想の押し付けになります。今でも、入学・卒業式で強行されている「日の丸」掲揚と「君が代」斉唱は、福岡市教職員への強制職務と児童・生徒への思想の押し付けになり、抗議の行動が行われています。こどもたちが、憲法の理念に則った学校教育を受けるうえで、「日の丸」と「君が代」は民主教育の現場に相応しいものとは言えません。市教委のいう常時掲揚目的の「国旗を尊重する姿勢が育まれ」ることは憲法を敷衍することとは相容れず、凡そ民主教育とは言えない押し付けだと言わざるをえません。ましてや、五輪開催を「日

の丸」常時掲揚の契機にするなどは論外で、こじ付けです。

- 2、戦争準備を助長します。以前の戦争下では、「日の丸」は「君が代」とともに、他国を侵略する超国家主義教育の象徴でした。今、特定秘密保護法制定や集団的自衛権行使容認など、戦争準備が政府によって進められています。再び、憲法の平和主義を覆す動きの象徴に「日の丸」が使われる危険性があります。
- 3、戦争終結まで、「日の丸」は日本の軍国主義の象徴でした。他国を侵略し多くの住民を殺戮した戦争に出征する兵士を送り出したときに振られていた旗であり、天皇の戦争を遂行する兵士が身に纏っていた旗でした。戦後、同じ枢軸国であったドイツとイタリアは「国旗」を変えました。しかし、日本では侵略と戦争を象徴する「日の丸」は変更されませんでした。日本は歴史を無批判に受け容れ、学ばなかった証だと言えます。今、「戦後レジームからの脱却」を国民・市民に煽り、憲法を改悪しようとする安倍晋三氏が総理大臣となり、日本は平和主義を危うくさせられています。そうしたとき、「日の丸」の常時掲揚は、侵略と戦争を象徴する「日の丸」が児童・生徒に日々接しさせ、日本の歴史を無批判的に受け容れさせようとしているとしか映りません。
- 4、福岡市の旗は、平和主義を全うするために、国と対等の地位にあることを示すために、憲法に盛り込まれた地方自治を象徴します。市立学校・園の旗も同様です。一方「日の丸」は国を象徴します。福岡市は戦前のような国の末端地方組織ではないのです。福岡市は地方自治の本旨に基づいて、住民の福利向上を目的とする地方自治組織なのです。国・地方係争処理委員会が設置されているように、福岡市は国との係争を処理できる対等の立場にいます。市立学校・園の運動場に、それも「日の丸」を真ん中にして三本の旗が常時掲揚されることは、地方自治を危うくさせるものだと言わざるを得ません。
- 5、鴻臚館跡に見られるように、福岡市は歴史的にアジアの玄関口としての役割を果たしてきました。こうした歴史的使命を放棄するかののような、今回の措置は到底認めることはできません。

以上

#### (4) 事実証明書

- ア 福岡朝鮮初級学校補助金の早急な交付を求める申入書
- イ 福岡朝鮮初級学校補助金の早急な交付を求める申入書について（回答）
- ウ 平成 23 年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金交付決定の取り消しについて（通知）
- エ 産経新聞社記事（福岡市立学校における国旗常時掲揚に係るインターネット上の記事）
- オ 福岡市立学校における国旗などの常時掲揚について（通知）
- カ 申し入れ（一部の請求人が、市長・教育委員会委員長・教育長に宛てて提出した書面）
- キ 質問に対する回答（教育長が一部の請求人に宛てて発出した書面）
- ク 福岡市立の小中学校 18 校（別表第 2 のとおり。以下「対象学校」という。）の校長による学校施設修繕申請書

## 2 要件審査

本件請求は、地方自治法第 242 条所定の要件を備えているものと認め、平成 26 年 9 月 2 日、これを受理した。

ただし、請求人のうち●●●●●氏については、住所地が市外であることから、上記要件を欠いているものとして、同日、却下した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

対象学校における国旗掲揚のためのポールの整備費用に係る公金の支出（以下「本件支出」という。）を監査対象である財務会計上の行為として、監査を行った。

### 2 請求人による陳述及び証拠の提出

- (1) 平成 26 年 9 月 22 日、関係職員の立会いのもと、請求人から陳述を受けた。
- (2) 平成 26 年 9 月 22 日、請求人から以下の証拠書類の提出を受けた。

- ア 教育現場に「心の自由」を！（書籍）
- イ まだまだとおくまでいくんだっちゅうの
- ウ 「君が代」にココロはわたさない（書籍）
- エ 「天皇制に問題あり！福岡連絡会」の結成と活動について
- オ 陳述書

### 3 関係職員による陳述

平成26年9月22日、請求人の立会いのもと、教育委員会の関係職員から以下の陳述書による陳述を聴取した。

#### 住民監査請求関係職員陳述書

平成26年8月21日付けで福岡市監査委員に提出された住民監査請求に対し、次のとおり意見を述べます。

##### 1 国旗等の常時掲揚について

###### (1) 国における国旗等の指導について

学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒に我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づいて行われています。

平成11年8月には「国旗及び国歌に関する法律」が施行され、国旗・国歌の根拠について慣習として定着していたものが成文法としてより明確に位置付けられました。同法の成立を受けて、当時の内閣総理大臣からは、この法制化が国民に新たに義務を課すものではないが、国民が「日章旗」の歴史や「君が代」の由来、歌詞について、より理解を深めていただくこと、学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進され、我が国のみならず他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う子どもたちが、国際社会で必要とされるマナーを身に付け、尊敬される日本人として成長することを期待する、との談話が出されています。

現行の学習指導要領では、小・中学校社会において、我が国及び諸外国の国旗と国歌の意義を理解させ、これらを尊重する態度を育てるよう配慮することとされており、また、小・中・高等学校特別活動において、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする規定されています。

## (2) 国旗等の常時掲揚に対する認識について

福岡市は、第9次福岡市基本計画を策定し、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」という大きな志の下で、生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出すために、「グローバル人材の育成」を柱のひとつに据えた新しい時代の都市づくりに挑戦しています。

加えて、2020年にはオリンピック・パラリンピックの日本での開催が決定し、自国のみならず、諸外国の国旗に接する機会も増えることとなります。

このように国際化が進展する中、将来を担う子どもたちが日ごろから国旗を身近なものとして慣れ親しむことにより、その意義を理解し、自発的に尊重する態度を身に付けていくことは、きわめて重要であると考えます。

また、自分たちが住んでいる地域や通う学校についても、誇りや感謝の気持ちを抱く子どもたちを育てるため、市旗及び校旗についても、同様の配慮を行うことが重要であると考えています。

## (3) 福岡市立学校における国旗等常時掲揚の取り扱いについて

上記で述べた認識のもと、福岡市教育委員会は、すべての幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の長あてに、平成26年3月24日付けで「福岡市立学校における国旗などの常時掲揚について」と題する通知を発出しました。この通知においては、各学校長・園長に、平日などにおいて屋外の掲揚台等に国旗を常時掲揚し、子どもたちが日ごろから国旗に慣れ親しみ、国旗を主体的に尊重する態度が育つ環境づくりに努めていただくよう依頼しています。

国旗、市旗、校旗の常時掲揚については、子どもたちの自主性を大切にしながら、子どもや学校、地域の実態を踏まえ、各学校長・園長の判断により行うよう依頼しています。

## 2 国旗等を掲揚するためのポール等の整備について

平成26年3月24日付けで発出した通知では、国旗の常時掲揚と併せて、市旗及び校旗についても同様の配慮を行うよう各学校長・園長に依頼をしています。このため、掲揚台に設置されているポールが3本未満の学校・園については、順次整備を行っていくこととしています。

具体的には、まず、ポール等の整備を必要とする学校・園は「学校施設修繕申請書」により教育委員会へ整備の申請を行います。教育委員会では、受理した申請書をもとに、各学校長・園長と協議を行いながらその内容を精査し、整備内容の決定を行います。

なお、必要なポール等が整備されるまでの間については、ポールが2本の場合

は国旗と校旗を、ポールが1本の場合は国旗を掲揚するよう各学校長・園長に依頼しています。

### 3 福岡市教育委員会の見解

以上のとおり、福岡市立学校における国旗等の常時掲揚及びこれに伴うポール等の整備は、適法かつ妥当なものと考えます。

以上

## 4 監査対象部署に対する監査

平成26年9月3日から同年10月6日までの間、以下の部署から関係職員の聞き取り調査及び関係書類の調査を行った。

- (1) 教育委員会教育環境部教育環境課
- (2) 教育委員会教育環境部施設課
- (3) 教育委員会教育支援部教育支援課
- (4) 財政局アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実

監査対象事項に関する事実関係について、次のとおり確認した。

#### (1) 事実経過（日にちはすべて平成26年）

月 日	事 項	内 容
3月11日	教育委員会会議	平成26年第5回教育委員会会議（定例会）において、教育長が、「学校での国旗、市旗、校旗の常時掲揚について」との件名の協議・報告事項として、「国際化が加速する中、子どもたちが国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、自国の国旗に対して正しい認識を持たせ、尊重する態度を育てること、自国の国旗と同様に諸外国の国旗を尊重する態度を育てることが必要であること等を踏まえ、学校に国旗等を常時掲揚し、

		<p>日頃から国旗等に慣れ親しみ自発的に尊重する態度が育つような環境づくりに努める。」、「掲揚台のポールが3本未満の学校については、平成26年度以降、順次整備を行う。」等の考えを説明したところ、他の教育委員の特段の反対意見等はなかった。</p> <p>なお、教育委員会においては、学校において国旗を常時掲揚するという基本的な方針（以下「国旗の常時掲揚方針」という。）を定めることについては、福岡市教育委員会事務委任規則第2条各号のいずれにも該当せず、教育長の権限に属する事項と整理されている。</p>
3月24日	教育長通知	<p>教育長は、各学校長へ宛てて「福岡市立学校における国旗などの常時掲揚について」と題する通知（以下「教育長通知」という。）を発出した。</p> <p>教育長通知には、福岡市の施設における国旗の常時掲揚の状況、学習指導要領や福岡市の第9次基本計画の内容等に言及したうえで、「このような状況に鑑み、各学校長におかれましては、平日などにおいて、屋外の掲揚台等に国旗を常時掲揚し、子どもたちが日ごろから国旗に慣れ親しみ、国旗を主体的に尊重する態度が育っていく環境づくりに努めていただきますようお願いいたします。」と記述されていた。</p>
同日	教育支援課長通知	<p>教育支援部教育支援課長（以下「教育支援課長」という。）は、各学校長・園長に宛てて「福岡市立学校・園における国旗などの常時掲揚に係る掲揚方法・取扱いについて」と題する通知（以下「教育支援課長通知」という。）を発出した。</p> <p>教育支援課長通知には、国旗、市旗及び校旗の掲揚方法等に関し、掲揚する日・時間帯、掲揚位置など掲揚の方法等について示すとともに、国旗等の掲揚にあたって関係職員・児童生徒を指導するようお</p>



		願いする旨が記述されていた。
3月28日	両課長通知	<p>教育支援課長及び教育環境部施設課長（以下「施設課長」という。）は、両課長の連名により、各学校長・園長に宛てて「国旗等の常時掲揚に関して必要となる旗の準備及び掲揚台の整備等について」と題する通知（以下「両課長通知」という。）を発出した。</p> <p>両課長通知には、国旗等を各学校等において準備すること、掲揚台（掲揚ポール）について学校からの要請により順次整備を進めていくこと等が記述されていた。</p>
4月9日	回答書	<p>天皇制に問題あり！福岡連絡会及び平和をあきらめない人々のネットワーク・福岡から、福岡市教育委員会委員長等に対し、市立学校・園での「日の丸」常時掲揚実施と同予算措置の中止を求める旨の申入書が提出された際の口頭による質問について、教育長は、当該団体に宛てて「質問に対する回答」と題する文書を発出した。</p> <p>当該文書には、国旗の常時掲揚は全校・園にお願いしていること、教育長通知はお願いの通知であり、最終的な判断は学校長が行うものであること、国旗の常時掲揚の趣旨等について「学習指導要領において、国旗の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗も尊重する態度を育てるよう配慮することが記載されており、今回の通知は、その環境づくりを進めるために行っているもの」であること、国旗の具体的な掲揚方法等について記述されていた。</p>
4月から 6月まで	学校施設修繕 申請書	対象学校の各校長から施設課長に対し掲揚台ポールの増設に係る学校施設修繕申請書が提出された。

(2) 国旗掲揚ポール設置費に係る予算

ア 学校における国旗等の掲揚ポールの増設に要する経費については、学校施設の維持補修に要する経費として、一般会計の次の予算科目に計上され、執行される取扱いとなっている。

(款) 「教育費」

(項) 「小学校費」, 「中学校費」等

(目) 「小学校管理費」, 「中学校管理費」等

(節) 「委託料」

また、平成 26 年度の上記予算の成立に係る経過は、次のとおりであった。

平成 25 年 9 月 30 日	市長から各局区長に対し、「平成 26 年度に向けた市政取組方針（通達）」が発出され、平成 26 年度の組織編制方針、予算編成方針等が示された。
10 月 2 日	財政局長から各局区長に対し、「平成 26 年度予算編成要領について（通知）」が発出され、平成 26 年度予算案の編成作業の留意事項等が示された。
平成 26 年 2 月 21 日	市長から市議会に対し、一般会計予算案が提出された。
3 月 5 日	市議会本会議において、学校における国旗の常時掲揚に関する質疑に対し、教育長が、子どもたちが日ごろから国旗、市旗、校旗に親しむことができるような環境づくりに努めていく旨答弁した。
3 月 7 日 及び 10 日	一般会計予算案のうち教育委員会所管に係る部分について、市議会条例予算特別委員会第 2 分科会において、審議が行われた。
3 月 11 日	平成 26 年度第 5 回教育委員会会議
3 月 24 日	教育長通知及び教育支援課長通知が発出された。
3 月 25 日	一般会計予算案について、市議会本会議において、賛成多数により可決され、成立した。
3 月 28 日	両課長通知が発出された。

イ 国旗等の掲揚ポールの増設等の学校施設の維持補修に要する経費については、次の手順により執行される。

- ① 校長からの申請により，教育環境部施設課（以下「施設課」という。）において内容のチェック及び現地調査を行い，工事内容の概要を決定する。
- ② 毎年度，市が公益財団法人福岡市施設整備公社（以下「公社」という。）に委託している市有建築物等の保全業務として，施設課から公社へ工事を依頼する。
- ③ 公社において施工業者を選定し，学校へ派遣する。
- ④ 学校と施工業者で工事内容の詳細を協議し，工事を実施する。
- ⑤ 工事完了後，公社において，施工業者からの工事代金の請求内容を精査し，施工業者に工事代金を支払う。
- ⑥ 市は，公社が工事の実施に要した経費を委託料として公社に支払う。

(3) 学校における国旗の常時掲揚等の状況

ア 教育委員会による平成26年2月及び同年6月の調査によれば，国旗を常時掲揚している学校の数は，次のとおりであった。

	学校総数	常時掲揚している学校数	
		平成26年2月調査	平成26年6月調査
幼稚園	7	0	7
小学校	143	31	133
中学校	69	10	67
高等学校	4	0	0
特別支援学校	8	0	8
合計	231	41	215

(注) 小学校の総数は，平成26年2月調査時においては145校であった。

イ 平成26年度の対象学校における国旗等の掲揚ポール整備状況（平成26年9月16日現在）は，次のとおりである。

	整備内容 (ポール増設)	工事完了日	工事代金	
			金額(円)	支払い
月隈小学校	2本→3本	工事中		
玄洋中学校	2本→3本	4月30日	447,660	済
鶴田小学校	2本→3本	5月29日	592,056	済
田村小学校	2本→3本	6月12日	508,788	済
西福岡中学校	2本→3本	4月28日	492,048	済

壱岐丘中学校	2本→3本	4月30日	538,272	済
香椎下原小学校	2本→3本	9月8日	887,112	未
福重小学校	2本→3本	6月2日	667,008	済
城南小学校	2本→3本	7月7日	446,472	済
東光小学校	2本→3本	工事中		
城香中学校	2本→3本	8月19日	901,152	済
若久小学校	2本→3本	8月12日	478,440	済
柏原中学校	2本→3本	工事中		

(注) 「工事代金」は、公社が施工業者に支払うものについて記載。

対象学校で表に記載のない5校（南片江小学校、名島小学校、原北中学校、原西小学校、曲淵小学校）については、工事に着手していないものである。

#### (4) 国旗及びその掲揚に関する法令の定め等

##### ア 国旗及び国歌に関する法律

平成11年8月13日に公布され、同日から施行された国旗及び国歌に関する法律第1条第1項において「国旗は、日章旗とする。」と規定されるとともに、同条第2項において「日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。」とされ、別記第一として「日の丸」が日章旗の制式として規定されている。

##### イ 学習指導要領

学習指導要領は、学校教育法第33条等及び同法施行規則第52条等に基づき、文部科学大臣が告示により、学校教育の内容及び方法についての基準として定めることとされているものであるが、現行の小学校学習指導要領においては、第2章第2節第2各学年の目標及び内容の[第6学年]3(3)エにおいて「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。」とされ、同様のことが中学校その他の学習指導要領においても定められている（以下、各学習指導要領におけるこれらの定めを「国旗尊重条項」という。）。

##### ウ 内閣総理大臣の談話

平成11年8月9日、国旗及び国歌に関する法律が成立した際、「今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではありません」、「法制化に伴い、学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進され

るものと考えております。我が国のみならず他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う子どもたちが、国際社会で必要とされるマナーを身に付け、尊敬される日本人として成長することを期待しております。」などとする内閣総理大臣の談話が出された。

## 2 監査委員の判断

上記の確認した事実に基づき、本件支出が違法又は不当であるか、違法又は不当であるとした場合にいかなる措置を講ずべきかについて検討する。

### (1) 国旗の常時掲揚方針について

請求人は、本件支出が違法又は不当である理由として、本件支出の原因ないし前提というべき国旗の常時掲揚方針が違法又は不当であると主張しているものと解される。

住民監査請求制度は、財務会計行為が違法又は不当であるか否かを問題とするものであるところ、財務会計行為の原因ないし前提となった非財務会計行為（以下「原因行為」という。）が違法又は不当である場合に、財務会計行為もまたそれによって違法又は不当となるか否かについては、原因行為と財務会計行為の主体の関係等により総合的に判断すべきものと解される。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律によれば、地方公共団体における教育行政については、原則として、地方公共団体の長から独立した機関である教育委員会の固有の権限とされる一方、教育行政の運営のために必要な財産の取得及び処分、契約の締結その他の財務会計上の事務に限っては、地方公共団体の長の権限とされている。

このような教育委員会と地方公共団体の長との権限配分に鑑みると、国旗の常時掲揚方針などの学校の管理や学校教育の方針に関する事項については、市長は、教育委員会の方針が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵の存する場合でない限り、その方針を尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置をとるべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である（最高裁平成4年12月15日判決参照）。

よって、以下、国旗の常時掲揚方針が著しく合理性を欠いていると認められるか否か検討する。

#### ア 請求人の主張について

(7) 憲法第 19 条との関係について

請求人は、国旗の常時掲揚方針に反対するとし、その理由として、教職員に対する強制職務と児童・生徒に対する思想の押し付けになること及び侵略と戦争を象徴する「日の丸」を児童・生徒に日々接しさせ、日本の歴史を無批判的に受け入れさせようとしていることを主張するが、これらの主張は、要するに、「日の丸」を学校に常時掲揚することは、教員や児童・生徒の思想・良心の自由を制約するもので、憲法第 19 条に違反し違法であるという趣旨を述べるものと解される。

ところで、学校における国旗の取扱いと憲法第 19 条が保障する思想・良心の自由との関係に関しては、校長が教員に対し卒業式において国旗に向かって起立して国歌を斉唱することを命じた職務命令が憲法第 19 条に違反するか否かが問題とされた裁判例（最高裁平成 23 年 5 月 30 日判決等）において、次のように判決で示され、憲法第 19 条に違反することはないとされている。

「学校の儀式的行事である卒業式等の式典における国歌斉唱の際の起立斉唱行為（注：国旗に向かって起立し国歌を斉唱すること）は、一般的、客観的に見て、これらの式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものであり、かつ、そのような所作として外部からも認識されるものというべきである。したがって、上記の起立斉唱行為は、その性質の点からみて、上告人（注：元都立高等学校教諭）の有する歴史観ないし世界観を否定することと不可分に結び付くものとはいえず、上告人に対して上記の起立斉唱行為を求める本件職務命令は、上記の歴史観ないし世界観それ自体を否定するものということとはできない。」

「上記の起立斉唱行為は、その外部からの認識という点から見ても、特定の思想又はこれに反する思想の表明として外部から認識されるものと評価することは困難であり、職務上の命令に従ってこのような行為が行われる場合には、上記のように評価することは一層困難であるといえるのであって、本件職務命令は、特定の思想を持つことを強制したり、これに反する思想を持つことを禁止したりするものではなく、特定の思想の有無について告白することを強要するものということもできない。」

この考え方に照らせば、国旗を学校に常時掲揚することも、たとえそれを教職員に命じたり、児童・生徒に指導したりしたとしても、同様に、教職員や児

童・生徒の思想・良心の自由を制約し、憲法第 19 条に違反するものではないと解するのが相当である。

(イ) その他の主張について

以上のほか、請求人は、国旗の常時掲揚方針に反対する理由として、戦争準備を助長することになること、市立学校の運動場に「日の丸」を真ん中に 3 本の旗が常時掲揚されることは地方自治を危うくさせること及びアジアの玄関口としての役割を果たしてきた福岡市の歴史的使命を放棄することとなることを主張する。

しかしながら、これらの主張は、国旗の常時掲揚方針について、請求人の平和主義等を基調とする歴史観や世界観等に基づく「反対の意見」を述べるものであり、国旗の常時掲揚方針については本件支出が法的に違法又は不当であるとする理由にはならないものと解される。

イ 教育委員会の考え方について

教育委員会は、国旗の常時掲揚方針の趣旨について、大要、次のように述べる。

学習指導要領において国旗尊重条項が規定されていることに加え、第 9 次福岡市基本計画において「グローバル人材の育成」を柱のひとつに据えた都市づくりをめざしていること、オリンピック・パラリンピックの日本開催など国際化が進んでいることなどを踏まえ、子どもたちに自国の国旗に対して正しい認識を持たせ、自国の国旗と同様に諸外国の国旗を尊重する態度を育てるため、日頃から国旗等に慣れ親しみ自発的に尊重する態度が育つような環境づくりを進める。

ところで、学習指導要領は、教育課程に関し、教育の機会均等の確保及び全国的な一定水準の維持の目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な遵守基準を設定したものと認められる限り、法的な効力を有するものと解されている（最高裁昭和 51 年 5 月 21 日判決等参照）。

また、平成 11 年 8 月に制定された国旗及び国歌に関する法律により、日本国の国旗は日章旗すなわち「日の丸」であるとされていることから、学習指導要領における国旗尊重条項の教育現場における適用に際し、「日の丸」をもって国旗として取り扱うことに問題はないと認められる。

したがって、学校において「日の丸」を国旗として常時掲揚することは、法的効力を有する学習指導要領の国旗尊重条項の趣旨を踏まえ、当該条項の効果的達成に向けて行う教育上の基盤づくりのひとつであって、法令の趣旨に沿うものと

いうべきである。

なお、請求人の主張には、学習指導要領や国旗及び国歌に関する法律自体が憲法に違反するとの趣旨を含むかもしれないが、そのことについては、地方公共団体の監査委員が判断することはできない。

## (2) 本件支出について

以上のほか、本件支出自体が財務会計法規に違反して違法又は不当な点がないか検討する。

国旗掲揚ポールの増設等の学校施設の維持補修に要する経費に係る予算の成立過程をみると、予算の成立前に教育長通知及び教育支援課長通知が発出されたことが認められ、予算執行の進め方として不相当との意見があるかもしれない。

しかしながら、教育長通知及び教育支援課長通知については、国旗の常時掲揚に努めるべきことを通知したものであって、予算を必要とする掲揚台やポールの整備については、予算成立後の両課長通知により通知したものである旨教育委員会は述べている。各通知は教育委員会の述べるとおりと認められることから、本件支出が予算上の根拠を有しないものとはいえず、違法又は不当となるとは解されない。

ただし、上記経費に係る予算執行の進め方としては違法又は不当な点はなかったとしても、予算編成の進め方としては、地方財政法第3条第1項の規定の趣旨及び異なる意見があるテーマについての市議会等に対する事前の説明という観点からみて、必ずしも適切でなかったのではないかと考えられる。

以上のとおり、本件支出については、その原因行為において著しく不合理な点はなく、当該支出自体にも財務会計法規に反する点はないと認められることから、これを違法又は不当と判断するに足りる事情は認められない。

## 第4 結論

以上のことから、本件請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。



別表第1 (請求人一覧)

天皇制に問題あり！ 福岡連絡会	脇 義重	永松 鶴子
福岡地区合同労働組合	脇 啓子	大塚 龍昇
平和をあきらめない人々の ネットワーク・福岡	牧村 絵夢	福澤 利子
排外主義にN o ! 福岡	岡田 房枝	福島 久子
倉掛 直樹	山口 玲子	松尾 翔太郎
鐘ヶ江 繁	畑江 清司	松尾 敏郎
井上 伸二	木村 京子	松尾 邦子
山崎 博之	左近 明子	北原 大樹
鈴木 正昭	筒井 修	工藤 逸男
横田 つとむ	西山 陽子	工藤 メグミ
金沢 健	前田 京子	栗林 卓央
青柳 行信	岩本 隆司	吾郷 健二
平山 まゆみ	岩本 ツエ子	●● ●●● (却下)
藤岡 正明	天野 康夫	
藤岡 喜美子	仲 悦子	

別表第2（対象学校一覧）

月隈小学校	壺岐丘中学校	柏原中学校
玄洋中学校	香椎下原小学校	原西小学校
南片江小学校	名島小学校	東光小学校
鶴田小学校	福重小学校	城香中学校
田村小学校	城南小学校	曲淵小学校
西福岡中学校	原北中学校	若久小学校